

堺市監査委員公表第26号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年7月10日

堺市監査委員	札場泰司
同	大林健二
同	原繭子
同	澤由美

監査結果に基づく措置通知書

監 査 の 種 類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立青少年センター及び堺市立青少年の家)		
監 査 実 施 期 間	令和 7 年 11 月 1 日～令和 8 年 3 月 30 日		
措置を講じた部局等	こども青少年局 こども青少年育成部 こども育成課 指定管理者：日本環境マネジメント株式会社		
指 摘 事 項 等	措置内容	所管部課等	
3 事業報告書等について (1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされており、収支の内訳について正確に報告する必要があるが、以下の誤りがあった。 ア 青少年センターの収支決算書において、経理処理を誤ったため、備品購入費及び消耗品費において計上誤りがあった。	発生原因は、Ⅱ種備品一覧の金額を誤って記載し、そのまま収支管理ソフトに転記したことによります。 御指摘を受け、Ⅱ種備品一覧を訂正し、令和 7 年 12 月 16 日に市に提出しました。同様に、事業報告書についても訂正し、令和 8 年 2 月 5 日に市に提出しました。 今後は、Ⅱ種備品一覧を確認時に領収書等の証憑を必ず業務責任者と備品管理担当職員で照合し、事業報告書作成に当たっては業務責任者、エリア担当者及びエリア責任者による複数段階のチェックを実施し、再発防止を徹底します。 また、経理処理や備品管理に関する研修を実施し、経理業務に関与する職員の知識の	指定管理者	

	向上を図りました。 併せて、顧問会計事務所の助言を受けながら、経理処理に係るルールの周知徹底を図り、確認体制を強化します。 御指摘を受け、訂正されたⅡ種備品一覧は令和7年12月16日に、事業報告書は令和8年2月5日に受領しました。 指定管理者に対し、今後はⅡ種備品一覧の管理及び経理処理を適正に行うよう指導しました。	こども育成課
イ 青少年センター及び青少年の家の収支決算書において、委託料の支出額を業務ごとに記載しているが、集計誤りなどにより誤った金額を記載しているものがあった。	発生原因は、同一業者へ複数業務を委託した際、委託契約書の内容確認が不十分であり、費目誤り等が生じたこと、更に集計時のチェック体制に不備があったことによります。 御指摘を受け、事業報告書を訂正し、令和8年2月5日に市に提出しました。 今後は、費目の適正な計上方法を明文化し、経理担当職員に周知徹底を図ります。また、館長、副館長、エリア担当者による複数人でのチェックを徹底し、新たにAI技術をチェック工程に導入することで、複数資料への転記・入力ミスや判断ミスによる誤計上を客観的に検証し、再発防止を徹底します。 御指摘を受け、訂正された	指定管理者
	御指摘を受け、訂正された	こども育成課

(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に職員研修の実施状況等を記載することとされている。 しかし、事業報告書に記載された研修の実施状況について、実施日及び参加者に記載誤りや記載漏れが多数あり、正確な報告が行われていなかった。	事業報告書を令和 8 年 2 月 5 日に受領しました。 指定管理者に対し、今後は経理処理を適正に行うよう指導しました。 発生原因は、①研修の実施記録を日報に正確に記載できていなかったこと、②研修記録の取りまとめ時に、対象者名簿と日報の照合を怠ったこと、③複数回実施の研修を一括記載したため、誤りが生じたことによります。 御指摘を受け、事業報告書及び定期報告書を訂正し、令和 8 年 2 月 5 日に市に提出しました。 今後は、日報への正確な記載を徹底し、実施日と参加者名を明確に記録できるよう研修実施一覧表を訂正しました。また、記載誤りや漏れがないか業務責任者が確認し、毎月の定期報告書提出時に、エリア担当者及びエリア責任者による確認を実施することにより、再発防止を強化します。 御指摘を受け、訂正された事業報告書及び定期報告書を令和 8 年 2 月 5 日に受領しました。 今後は、毎月の定期報告書及び連絡調整会議において、指定管理者に対し研修の実施状況が適切に記載されているか確認します。	指定管理者 こども育成課
---	--	----------------------------

